

松江市告示第 254 号

松江市女性活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市女性活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市女性活動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市女性活動支援事業補助金
補助金交付の目的	農山漁村地域の活性化に関する施策に意欲的に取り組む女性グループの活動に必要な費用の一部を補助することにより、農業における女性の担い手確保及び育成並びに農山漁村地域と都市との交流促進を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	農山漁村地域の活性化に関する視察研修会、講演会、研究会等への参加及び関係他団体との交流会等の実施
補助金の交付対象経費	交通費、報償費、使用料、委託費、需用費その他補助金交付対象事業に要する経費
補助金の交付の率又は金額	交付対象経費の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、1事業当たり20万円を上限とする。
終期	令和4年3月31日
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する女性農業者グループとする。 (1) 3名以上で組織されていること。 (2) 同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。